

## 鳥取市の国民健康保険をめぐる状況

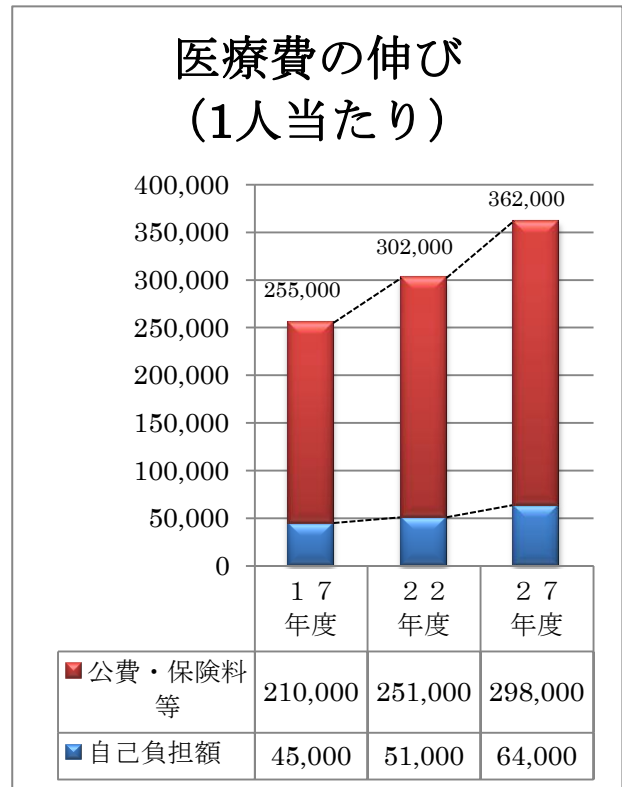
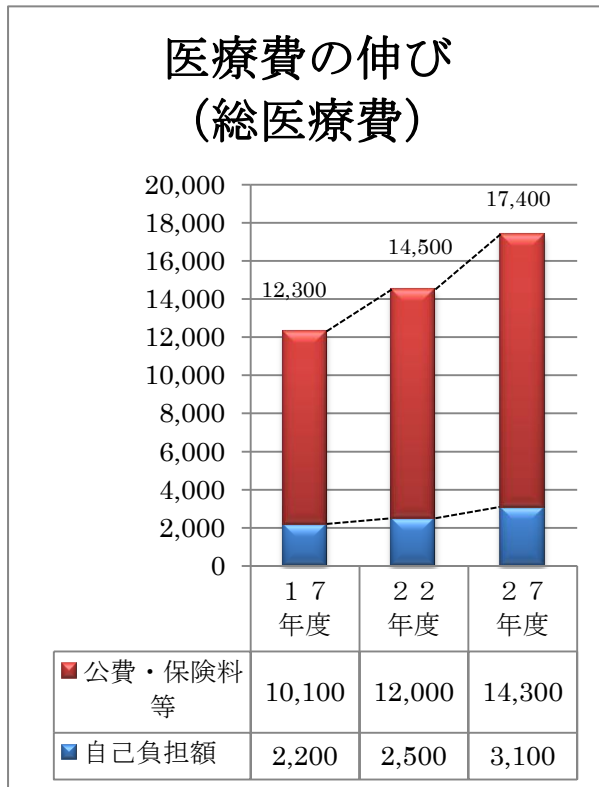
### 1 総医療費の動き（推計）

鳥取市の国保被保険者の医療費総額は、近年増加が続いており、特に医療の高度化により、1件あたりの医療費が高くなっている。1人当たりの医療費自己負担額も、平成17年度には、年額45,000円だったものが、平成22年度には51,000円となり、このままの増加を続けると64,000円まで跳ね上がる事となる。今後は、がん疾病の早期発見、早期治療や糖尿病の適正管理などにより高額治療の割合を抑えるとともに、運動や食生活の改善などにより生活習慣病にならない取り組みが必要となる。

	総医療費	1人当たり医療費
平成17年度	123億円	255,000円
平成22年度	145億円	302,000円
平成27年度（推計）	174億円	362,000円

（単位；百万円）

（単位；円）



- 国の推計では、自然増前年対比2.2%増、診療報酬改定も併せて3.3%増を想定している。
- 鳥取市では、総医療費前年対比約3.5%増（平成17年～22年比較）の実績となっている。

## 2 鳥取市の健康づくりと医療助成制度の充実

鳥取市では、「市民の健康を守ります」というマニフェストのもとに、市民の健康づくりや医療助成制度の充実に全力で取り組んでおり、平成22年度からは、「健康子育て推進局」を新設し、健康づくりと医療と福祉を連携させる体制を整えた。

各地域での健康教室、健康相談を充実させ、疾病予防につなげるとともに、各種健診やワクチン接種などに対する助成などにより、検診受診率を上げ、病気の早期発見、早期治療を推進している。

また、医療提供体制を充実させるとともに、特別医療助成による医療負担の軽減を図り、第9次鳥取市総合計画にも掲げる「健康を守り、生き生きと元気に暮らす」まちづくりの推進に引き続き取り組んでいく。

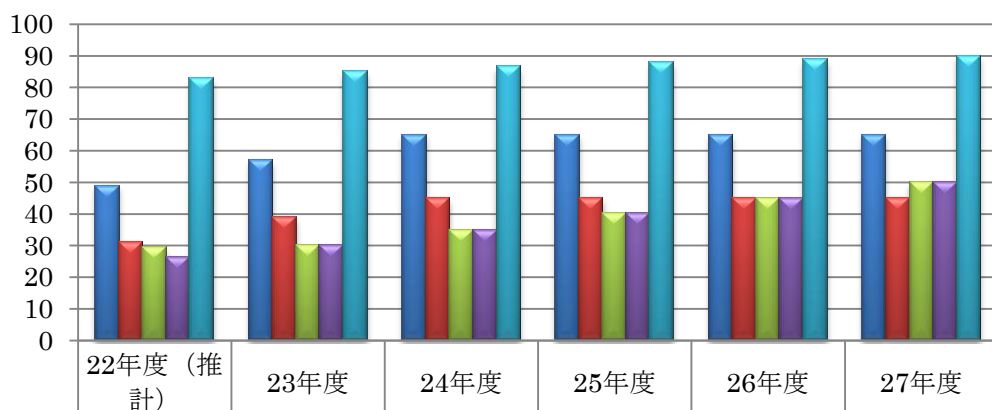
### 【健康づくりと疾病の予防に関する取り組み】

- 保健医療福祉連携課の設置
- 子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの自己負担の無料化
- 各種がん健診等の支援の拡充
- 特定保健指導（動機づけ）自己負担の無料化
- 人間ドックの検査項目の見直し（平成23年度～）

### 【医療の充実と助成に関する主な取り組み】

- 鳥取市立病院の小児科復活
- 佐治診療所の継続的な運営
- 小児特別医療の対象を中学校卒業まで拡大決定（平成23年度～）

### 各検診等の受診率目標



■ 特定健康診査	49	57	65	65	65	65
■ 特定保健指導	31	39	45	45	45	45
■ 胃・肺・大腸がん検診	29.5	30	35	40	45	50
■ 子宮・乳がん検診	26.5	30	35	40	45	50
■ がん検診の精密検査	82.8	85	86.5	88	89	90

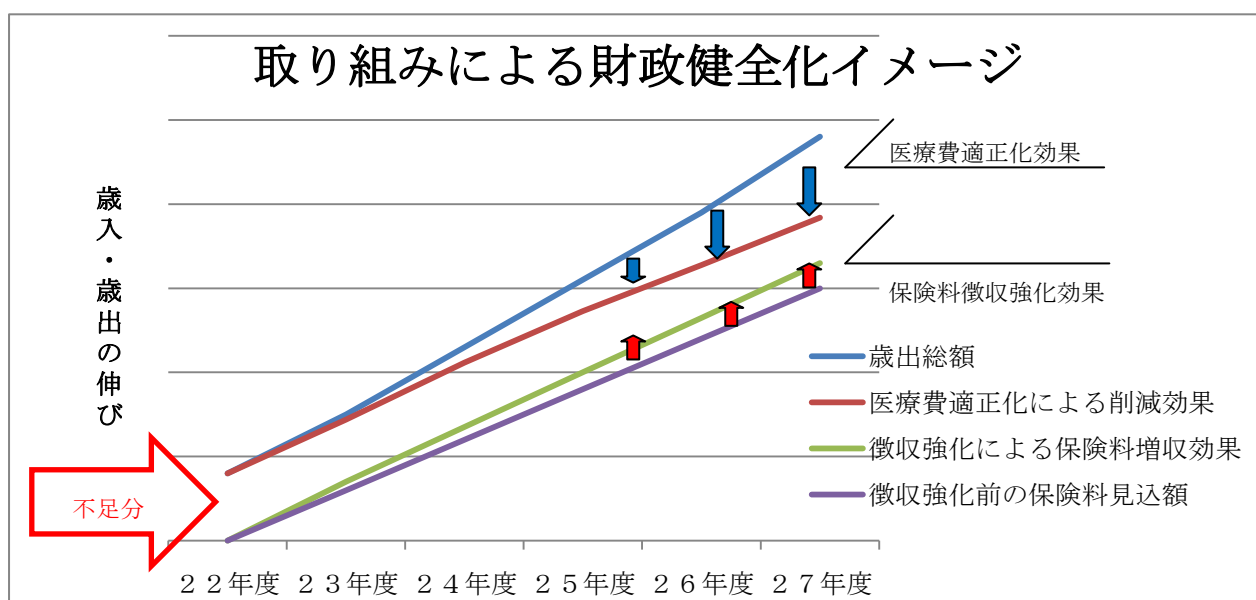
### 3 医療費及び医療のあり方

総医療費の伸びは、医療費自己負担額や保険料の増額に結びつき、市民の家計を圧迫することにとどまらず、制度自体の維持存続の危機にまで迫っており、国保制度にとって緊急かつ重大な課題となっている。

鳥取市では、上記2で掲げた健康づくりと疾病の予防に関する取り組みを積極的に推進することにより、被保険者に係る医療費の負担を軽減するとともに、平成22年度には国で定められた国保会計に対する繰入れに更に4億円を独自に上乗せすることにより、国民皆保険の根幹である国保制度の持続的な発展を図り、市民の医療ニーズに応えてきた。

また、今後、健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向けて、適切な受診の仕方や健康づくりに向けた動きを保険者と被保険者が一体となって作り出していけるようしっかりと地域の中で呼びかけをしていくことも必要である。

併せて、被保険者全体とともに支えあい、国保制度を維持するために収納率の向上強化策も求められる。



#### (1) 医療費適正化の取り組み

- ・健康づくりと疾病の予防に関する取り組み（前掲2参照）
- ・ジェネリック医薬品の使用推進のための通知（平成23年度から実施予定）
- ・医療費適正化につながる健康づくり事業の戦略づくり（平成23年度前半で策定）
- ・広報活動の充実

#### (2) 収納率向上対策に関する取り組み

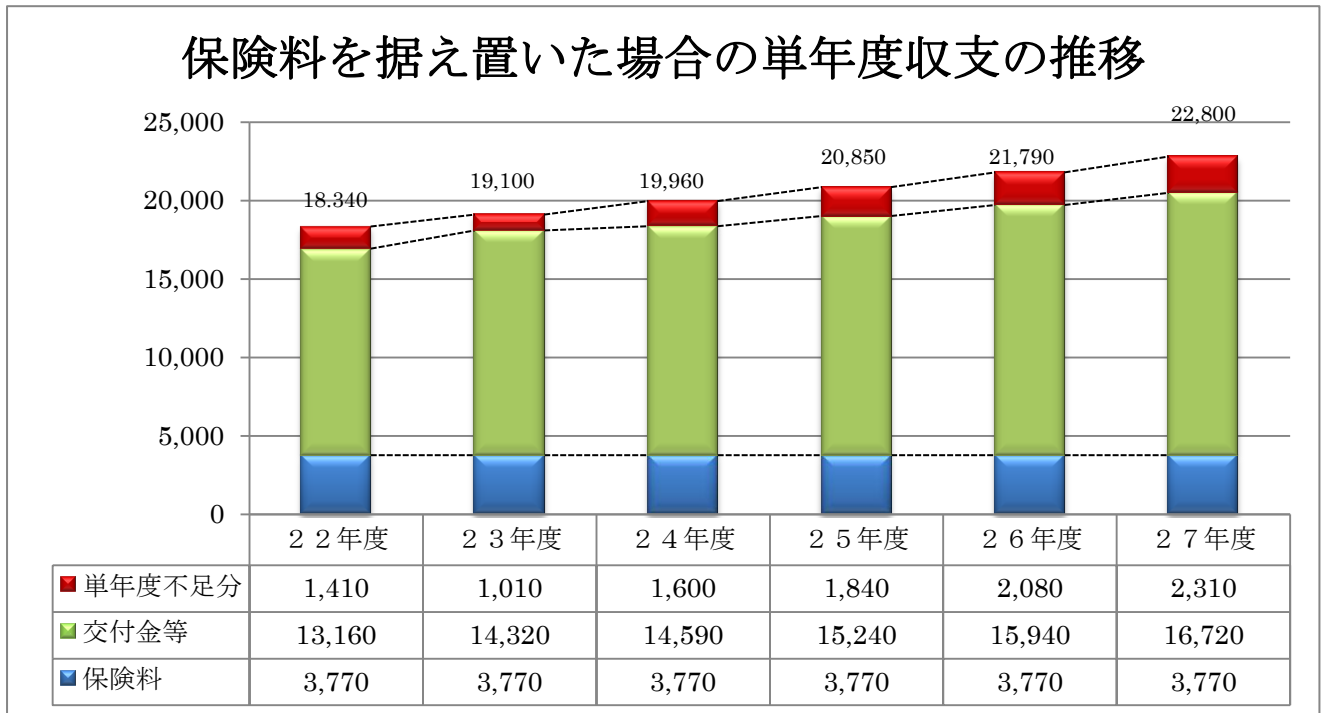
- ・コンビニ収納の導入（平成24年度に向けて調整中）
- ・納期数の増（平成24年度導入に向けて検討）
- ・資産割による保険料賦課のあり方の検討（平成23年度以降）
- ・差押えの強化

インターネット公売（平成23年1月実施中）により差し押さえ物件の公売方法を広げ徴収を強化するとともに、専門的知識を習得し、徴収体制を強化する。

#### 4 国保会計必要額に対する歳入の推移（推計）

医療費がこれまでと同様に推移すると仮定すると、経費を賄うため、歳入を大幅に増加させることが必要となる。現行制度では、国で定めた財政措置により繰り入れられる交付金等も併せて増える見込みとなるが、保険料率を据え置いたままでは、歳入不足を解消する見通しは立たず、多額の赤字が年を追うごとに増大することが想定され、国保制度の維持存続までが危機に瀕する。

（単位；百万円）



○推計の条件は以下の通り

- ★保険料 平成22年度実績見込額
- ★交付金等 医療費増に伴う交付金等を見込んだ保険料以外の推計額
- ★不足額 医療費等の必要推計額から保険料、交付金等を除いた額

○国保会計での必要額は以下の経費に基づくもの

- ★医療費、介護納付金、後期高齢者支援金、共同事業拠出金、保健事業費、総務費等

○平成27年度には、単年度不足額が23億円に膨らむこととなる。

#### 5 財政的対応に基づく不足分の推移（推計）

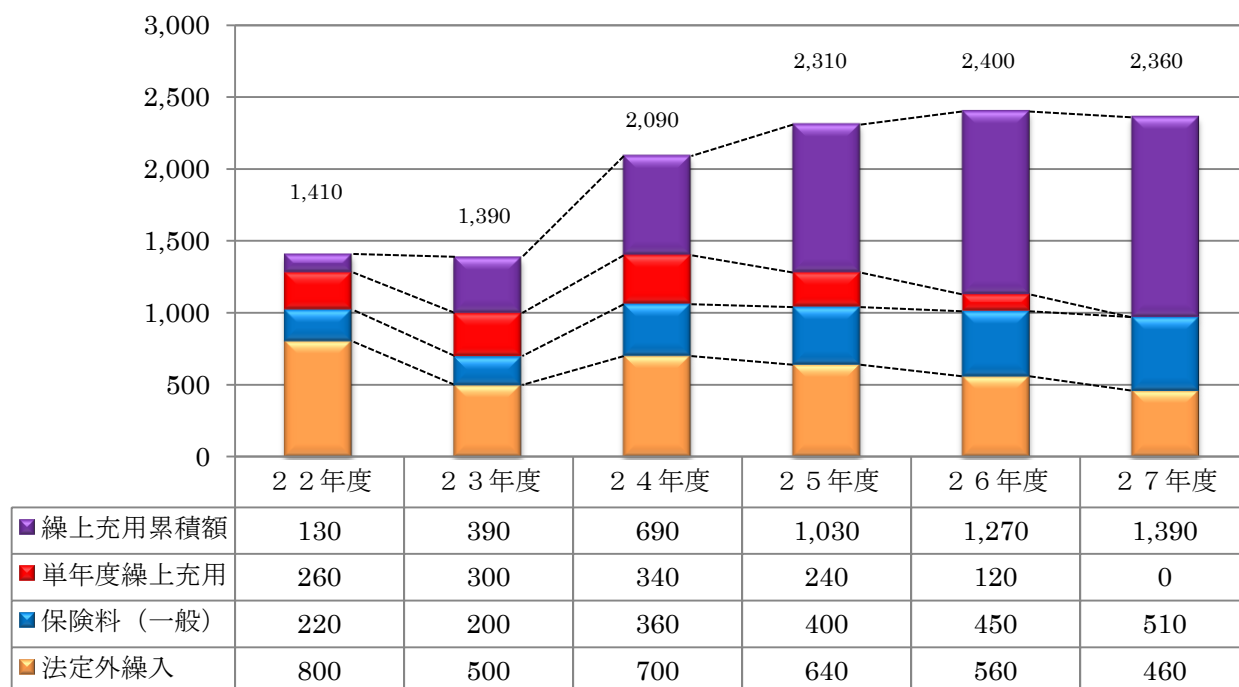
平成22年度決算見込みにおいては、平成21年度決算による繰上充用などもあり、当初想定した不足額から現時点で更に約8億円の不足が見込まれる。

このままでは、平成23年度に巨額の繰上充用を生じさせることになり、不安定な国保運営を強いることから更に法定外繰入を行うことにより、繰上充用額を軽減する予定である。

これらのことから、国保制度を守るためには、平成23年度においても、保険料率改定とともに法定外繰入が必要であり、前述のとおり、医療費適正化と収納率向上対策に向けて早急に取り組むことが欠かせない。なお、財政的対応に基づく繰上充用等の収支不足分の内訳と推移は、次のとおりと推計される。

(単位；百万円)

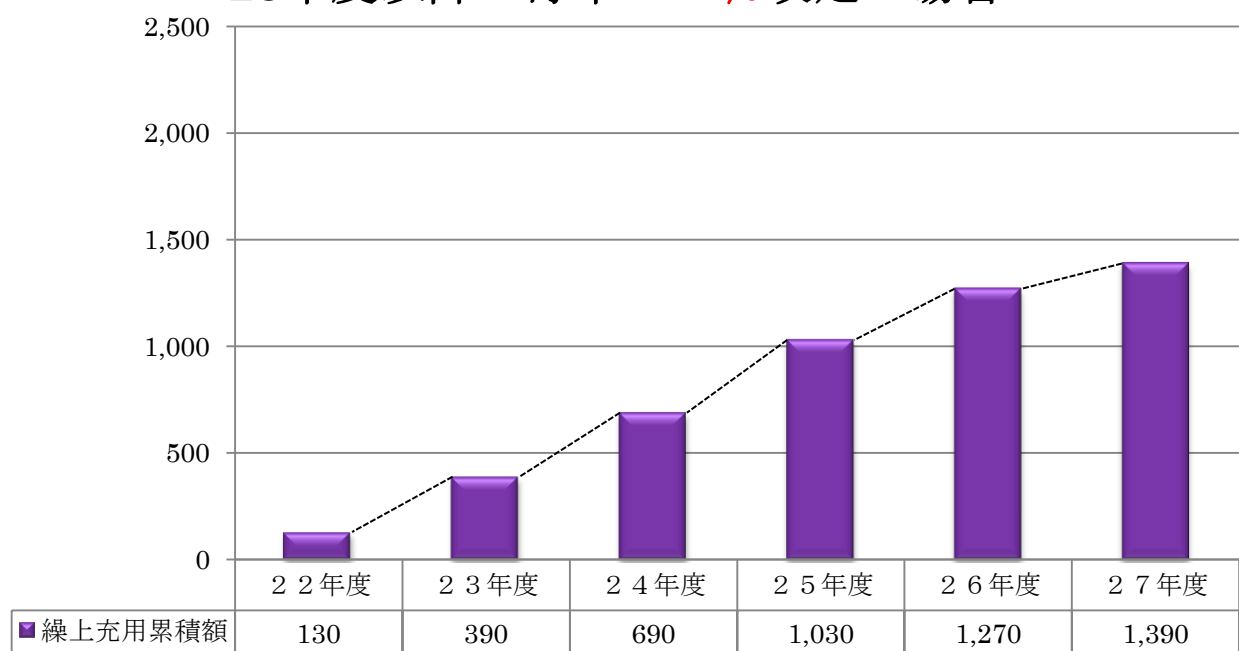
## 財政的な対応に基づく不足分内訳の推移 23年度以降 毎年10%改定の場合



○上記改定率は、モデル世帯に基づくものである。

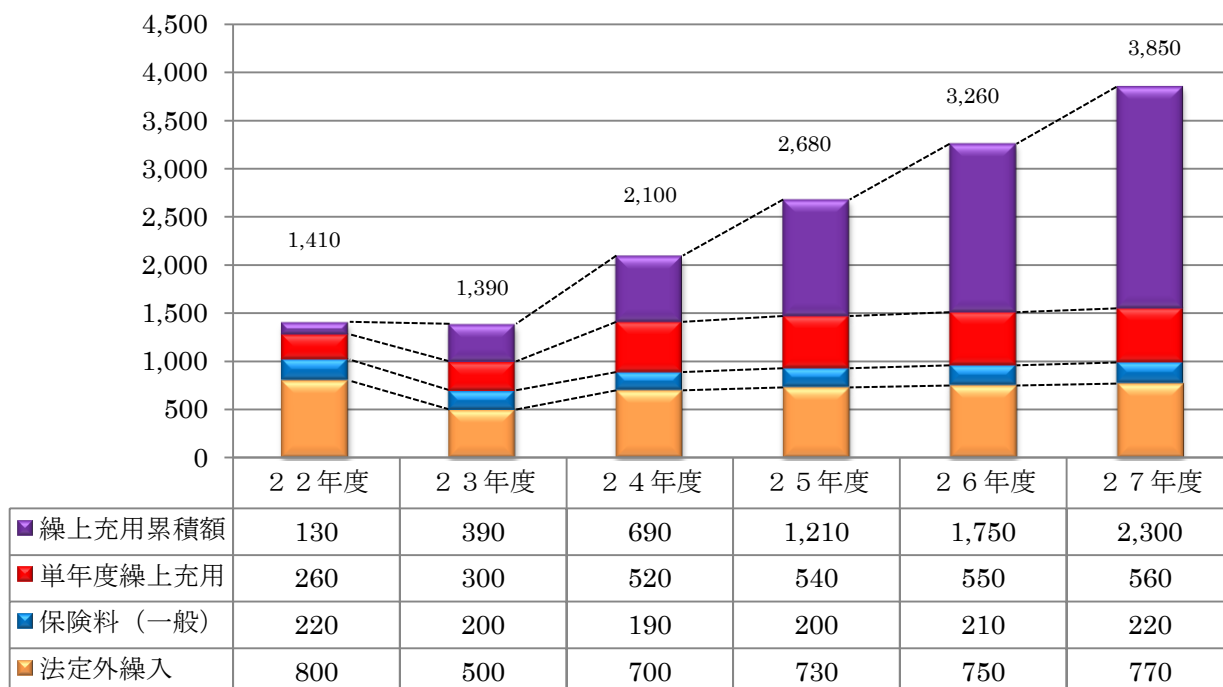
(モデル世帯；総所得金額 1,580千円、課税対象固定資産税額 53千円、均等割 2人、平等割 1世帯)

## 財政的な対応に基づく繰上充用の累積額 23年度以降 毎年10%改定の場合



(単位：百万円)

## 財政的な対応に基づく不足分内訳の推移 23年度 10% 24年度以降 5%改定の場合



○上記改定率は、モデル世帯に基づくものである。

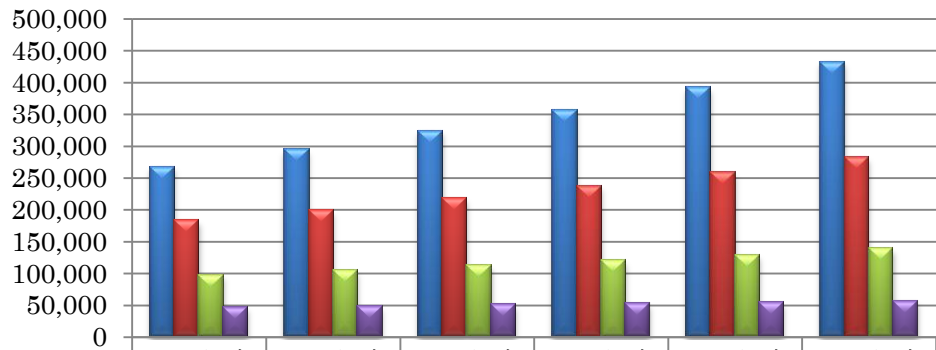
(モデル世帯；総所得金額 1,580 千円、課税対象固定資産税額 53 千円、均等割 2 人、平等割 1 世帯)

## 財政的な対応に基づく繰上充用の累積額 23年度 10% 24年度以降 5%改定の場合



(単位；円)

## 10%料率改定に伴う保険料の推移（推計）



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
■モデル世帯（158万円）	268,200	294,700	324,000	357,100	392,700	432,300
■2割軽減世帯（103万円以下・2人世帯）	183,000	199,300	217,500	237,500	258,600	282,800
■5割軽減世帯（57.5万円以下・2人世帯）	97,600	104,700	112,600	120,700	129,100	139,700
■7割軽減世帯（33万円以下）	47,300	48,500	51,200	52,800	54,300	57,000

## 保険料賦課軽減世帯の割合（23年1月）

